

いちのせき

農委だより

第19号

2012

7



東日本大震災被災地支援 陸前高田市で草刈りを実施



平成24年度農業委員会の活動計画の一つとしていた東日本大震災被災地支援活動は、陸前高田市の農地を草刈りすることとして、6月19日、小友町の浸水被害を受けた田や畑などで実施しました。農業委員会としては、被災地支援として隣接の陸前高田市のために何かお手伝いできることがないかと早くから検討していましたが、昨年は陸前高田市が支援を受け入れられる状態ではなく、迷惑がかかるのではないかとの判断から、今年度の実施となりました。

当日は、台風4号の接近による悪天候が心配されましたが、委員は午前7時には総合体育館を出発し、指定された農地に到着後、10時から持参した草刈り機で作業を開始しました。途中から小雨が降り始めましたが、千葉哲男会長をはじめ28名の参加した委員は、カッパを着用しながら、精力的に作業を続けました。終了間際には雨足が強まってきましたが、無事に終了しました。

今回の支援活動は平泉町農業委員会と合同で行ったこともあり、予定時間よりも早く、広い範囲を草刈りすることができました。

**農地の現状を変更するには
届出が必要となります**

農地を保全し良好な状態で管理するために、農地現状変更届指導要綱が10月1日から施行されます。これに伴い、農地の現状を変更したいときは、必要書類を添付して農地現状変更届を農業委員会長に提出する必要があります。

なお、届出は、9月3日(月)から受付を開始します。

◎現状変更とは次のような場合です。

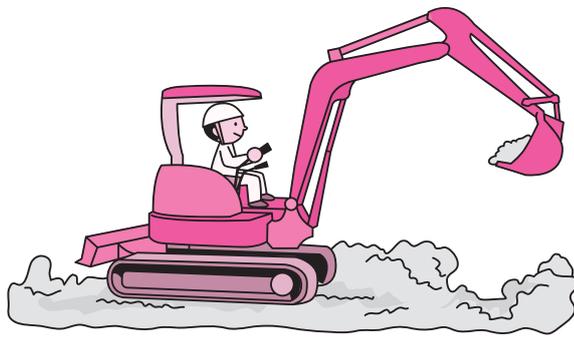
田畑を耕作しやすいようにするために、農地に盛土・切土をするなど農地の現状を変更することです。

ただし、次の工事は適用しません。

- ・土地改良法による土地改良事業
- ・災害による復旧工事など緊急を要する場合
- ・客土及び暗渠排水工事

◎添付が必要な書類とは、次のものです。

- ・公図及び位置図
- ・誓約書(様式あり)
- ・農業用施設設置の場合は、計画図(平面図、配置図)
- ・工事着手前の現況写真
- ・会長が特に必要と認める書類



審査のうえ受理したときは、「農地現状変更届出済標」を交付しますので、現地に表示してください。

工事が完了したときは、農地現状変更完了報告書に工事の完了写真を添えて農業委員会事務局・各支所産業経済課まで提出してください。

※詳しくは農業委員会までお問い合わせください。(☎21-8692)

**胎内市農業委員会
視察研修来訪**

当委員会に7月5日に新潟県胎内市農業委員会が視察研修に来訪されました。

胎内市は新潟県の北部に位置し圃場整備は90%以上が終了していますが、山手側では猿害などにより耕作放棄地が約90haに増えている関係から、研修に來られました。

当委員会から耕作放棄地の解消事例として、社会福祉法人「平成会」が行った須川パイロット地区内での栽培事例を紹介しましたが、時間の都合上、現地での説明はすることができませんでした。

また、農業委員会の概要や一関の農業についての説明のあとには、女性農業委員数や建議・要望、農地の賃借料情報などについて多くの質問が出され、予定時間を超えて活発な意見交換が行われました。



顔のみえる直接販売 愛情りんご園

藤沢町黄海の小野寺勝之さん

小野寺さんは、りんご造りの三代目で、法人化して大型経営をしてみたいという夢をもっていたことから、平成4年に藤沢町黄海地区の国営開発農地15haを取得して登米市から藤沢町に移り有有限会社愛情りんご園を設立しました。園地では、早生種が3.5haでさんさ・つがる・黄王を、中世種が3.5haでジョナゴールド・シナノスイート・北斗を、残りが晩生種で主にふじと年間を通して幅広く栽培しています。

販売目標は、「全量を、園地に来られるお客さんへ顔のみえる形で直接販売すること」で、完熟したものをできるだけ安く売ること、心がけています。このため、なじみのお客さんが多く、また、口コミでも多くのお客さんが訪れます。贈答用では、10キロ箱、5キロ箱のほかに家族の少数化にも対

応できるよう4キロ箱、3キロ箱も用意しています。

このほか、観光果樹園としてりんご狩りをさせたり、木のオーナー制を取り入れたり、その営業方法は多種に亘っています。



愛情りんご園では、社員に営業部門などの専門性を持たせて、常時11人程度雇用していますが、繁忙期にはパートを含めて20人くらいが働いています。

小野寺さんは後継者対策として、息子さんだけではなくお孫さんにも農家を継いでもらえるような夢

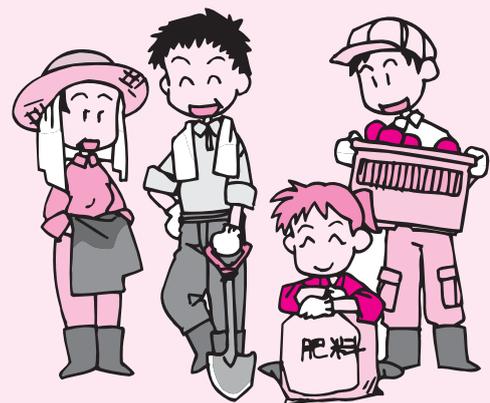
の持てる経営をしようと、一般の会社と同じように就労時間を午前8時から午後5時までとし、日曜日は休みにして、給料制も導入しています。

「親子でも、安定した生活ができる給料制にしていけば、意欲に繋がるんじゃないんですか。ある程度の報酬があり、休みがあることが大切だと思います。そのためには、大規模化し法人化することが一番じゃないでしょうか。」と語っていました。

2人の息子さん方に経営は譲りましたが、今でも、園地で精力的に働いています。

家族経営協定について

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件、就業環境についてみんなで話し合いながら取り決めるものです。そして、家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しを行っていくことです。



家族経営協定により、農業の経営が家族の話し合いと男女の共同参画によって充実・成長し、家族一人ひとりが尊重される家族関係を作れます。また、次の世代にスムーズに引き継ぎができます。

女性の農業者や農業後継者は、認定農業者になることも可能となるほか、農業者年金では基本となる保険料の一定割合で国庫補助を受けられ、いろいろな貸付制度も利用できるなどのメリットもあります。また、女性も経営にかかわるひとりとしてやりがいがあります。

農地法等の申請処理日程について

農地法関係・農業経営基盤強化促進法の申請処理

◇申請受付期間

毎月25日から翌月の5日まで農業委員会事務局および各支所・産業経済課の窓口で受付します。

◇対象となる申請受付事務

農地法第3条、4条、5条申請、農用地利用集積計画、農地法適用外証明、買受適格者証明、相続税納税猶予適格者証明等です。

◇申請後の許可・決定について

申請受理後の処理は、毎月25日頃開催される農業委員会総会で審議、決議され農地法第3条許可、農地法適用外証明、買受適格者証明、および納税猶予証明は総会後、農業委員会会長名で許可されます。農地法第4条・第5条許可は県の許可となることから、申請月の翌月中旬に許可となります。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定については、総会で決定後公告し効力が発生します。

※詳しくは農業委員会までお問い合わせください。(☎218692)

老後の備えは 農業者年金で安心

農業者年金制度は、少子高齢化が進むなかでも安心して加入することができ、税制度の優遇などメリットも多い公的年金制度です。ゆとりある老後のために加入をお勧めします。

農業者年金の6つのポイント

- 1、農業者なら幅広く加入でき、家族一人ひとりが自分の年金を掛けられます。
- 年間60日以上農業に従事する60歳未満の方で、国民年金1号被保険者であれば、経営者はもちろん配偶者や後継者の男女に関係なく加入できます。
- 2、自分が積み立てた保険料とその運用益によって自分が将来受け取る年金額が決まる「積立方式」なので、少子高齢化時代でも安心です。
- 3、保険料は2万円〜6万7千円

の範囲で自由に選択でき、途中で見直しもできます。

4、年金は終身受け取ることができ、仮に80歳前に亡くなった場合でも80歳までの年金の現存価値相当が死亡一時金として支払われます。

5、支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象になります。税制面の優遇措置があります。

6、若い時期から長い期間、農業の担い手として頑張る方には、保険料2万円のうち最高1万円の国庫補助があります。

お問い合わせは農業委員会または各支所産業経済課まで

編集後記

早いもので東日本大震災から一年以上の月日が過ぎましたが、今なお放射能による汚染など私達の身近には大変影響が残っています。毎日、野菜などを道の駅に出していますが、放射能の風評被害のため売れ行きは前年の半分まで下がっています。一日も早く放射能の問題が終息することを願っています。

私たちが編集委員は任期中、農地法の改正にはじまり東日本大震災関連までいろいろ記事として取り上げ、みなさんへの情報提供に努め、なんとか任期最後の編集まで務めることができました。

「農委だより」の編集、取材に協力いただきました皆様へ感謝申し上げます。(小野寺弘行)

全国農業新聞

全国農業新聞の購読を！
農業委員会組織が協力して作製している新聞で、毎週1回発行しています。
購読料 月額 600円
お申込みは、農業委員会または各支所産業経済課まで

- 農委だより編集委員
- 編集委員長 小野寺弘行
 - 副編集委員長 伊藤守人
 - 編集委員 千葉綾雄、伊藤 東、齋藤ゆみ、千葉正紀、村上真喜雄、富山養喜